

藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会事務局事務分掌規則

平成 27 年 10 月 6 日  
教育委員会規則第 3 号

改正

平成 29 年 11 月 30 日 教委規則第 1 号

平成 31 年 3 月 27 日 教委規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき、藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の内部組織について必要な事項を定めるものとする。

(課、係及び施設の設置)

第 2 条 事務局に、次の課及び係を置く。

給食課

庶務係 給食係 業務第 1 係 業務第 2 係

2 学校給食事業を行うため、次の給食施設を置く。

第 1 給食センター

第 2 給食センター

(職員)

第 3 条 職員の名称は、次のとおりとする。

- (1) 事務職員
- (2) 技術職員
- (3) 技能員
- (4) 非常勤職員

(職の設置)

第 4 条 事務局の課及び係に次の職を置く。

- (1) 課に課長
- (2) 係に係長

2 前項に定めるもののほか、事務局、課及び係に次の職を置くことができる。

- (1) 事務局に理事
- (2) 課に参事、課長代理及び主幹
- (3) 係に主査、副主査、主任、班長、主事及び主事補

(職務権限)

第 5 条 理事は、教育長の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 課長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 3 参事は、上司の命を受け、担当事務を掌理する。
- 4 課長代理は、課長を補佐し、課長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 主幹は、上司の指揮を受け、担当事務又は担任業務を掌理する。
- 6 係長は、上司の命を受け、所掌事務又は所掌業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 7 主査、副主査、主任及び班長は、上司の指揮を受け、担当事務又は担任業務を処理する。
- 8 主事及び主事補は、上司の指揮を受け、事務又は業務に従事する。

(事務又は業務の分掌)

第6条 課及び系の事務又は業務の分掌は、おおむね次のとおりとする。

#### 給食課

##### 庶務係

- (1) 教育委員会会議に関すること。
- (2) 教育委員会の公告式に関すること。
- (3) 教育委員会の公印の保管に関すること。
- (4) 教育委員会規則及び規程に関すること。
- (5) 情報公開制度に関すること。
- (6) 個人情報保護制度に関すること。
- (7) 給食施設及び設備の管理に関すること。
- (8) 教育委員会に所属する職員の任用等に関すること。
- (9) 構成市との連絡に関すること。
- (10) その他教育委員会に関し他の系の事務又は業務に属さないこと。

##### 給食係

- (1) 学校給食の実施計画に関すること。
- (2) 学校給食の献立、食品の選定等栄養管理の統括に関すること。
- (3) 学校給食の衛生管理に関すること。
- (4) 学校給食の調理指導に関すること。
- (5) 学校給食対象校への給食指導及び連絡調整に関すること。
- (6) 学校給食の調査研究に関すること。
- (7) 栄養指導に関すること。
- (8) 衛生及び調理の研修及び指導に関すること。
- (9) 藤井寺市柏原市学校給食会に関すること。
- (10) その他学校給食に関し他の系の事務又は業務に属さないこと。

##### 業務第1係・業務第2係

- (1) 学校給食の調理に関すること。

- (2) 学校給食用物資の保管に関する事。
- (3) 食器、食缶等の洗浄、消毒及び保管に関する事。
- (4) 学校給食の配送及び回収の実施に関する事。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

附 則（平成29年11月30日教委規則第1号）

この規則は、平成29年12月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日教委規則第1号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。